

広陵町とトヨタユニテッド奈良株式会社との包括連携協定書

広陵町（以下「甲」という。）とトヨタユニテッド奈良株式会社（以下「乙」という。）とは、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第2条の基本理念の本旨に則り、「まち・ひと・しごと」の各分野において、各々の持ち得る資源を有効に活用し、綿密な相互連携と協力のもと、地域活力の増進、地域経済の発展を図るため、次のとおり地方創生にかかる包括連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが保有する資源等を有効に活用し、相互に連携・協力することにより、地域活性化に貢献することを目的とする。

（連携事業）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業について連携するものとする。

- （1）地域産業の振興に資する事業
- （2）地域社会の活性化に資する事業
- （3）町民の健康支援に資する事業
- （4）子ども、青少年の育成支援に資する事業
- （5）防災、防犯等に資する事業
- （6）環境保全、省エネルギー等に資する事業
- （7）広報活動、情報発信に資する事業
- （8）SDGsの推進に資する事業
- （9）交通安全対策の充実に資する事業
- （10）その他、甲及び乙が必要と認める事業

2 甲及び乙は、連携活動を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、連携活動の詳細については、甲乙協議の上、決定する。

3 連携活動により本条第1項記載の事項が公共事業として事業化されたとしても、本協定が乙の参加に支障をきたすものではないことを確認する。

（機密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定について相手方から秘密であると提示された情報（以下「秘密情報」という。）を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、事前に相手方の承諾を得た場合は、甲及び乙以外の者に対し、秘密情報を提供することができる。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から協定締結の日の属する当該年度末までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1箇月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、本協定は更に1年間継続されるものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出たときは、解約予定日の1箇月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を中途解約できるものとする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年11月30日

甲：奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1^号

広陵町

広陵町長 山村吉由



乙：奈良県奈良市南京終町二丁目269番地

トヨタユニテッド奈良株式会社

代表取締役社長 菊池 武之祐

